

男女共同参画

知っていますか？育児を助ける！育児休業給付金

企画課男女共同参画推進室

☎ 23 | 3 9 1 7

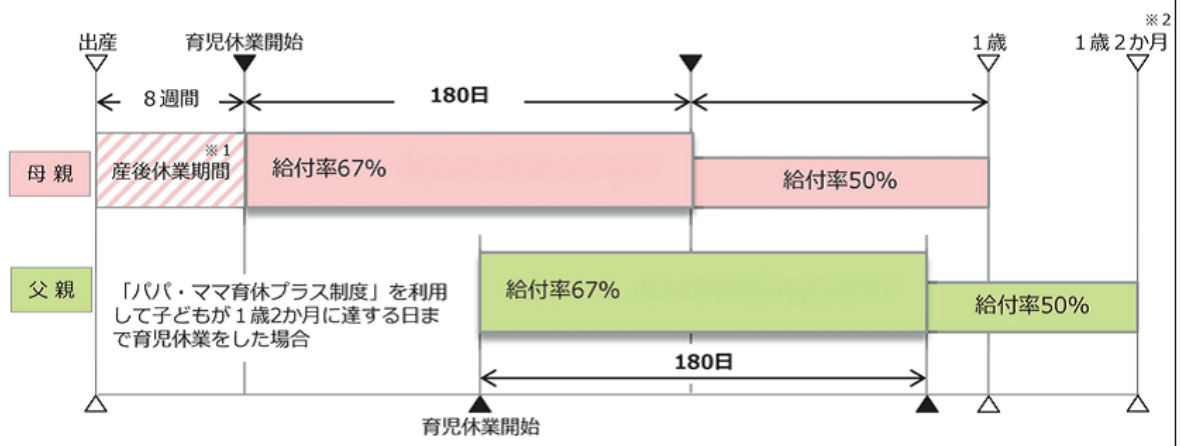
雇用保険制度には、育児休業給付金があり、産後休業期間8週間(下表※1)の後、所定の手続きを行えば育児休業開始から180日目までは休業開始前の賃金の67%、181日目から子どもが1歳に達するまでは50%が支給されます。

父親が、母親とともに育児休業「パパ・ママ育休プラス制度」を取得する場合、後から育児休業を開始する人は、子どもが1歳2カ月に達する日の前日までの育児休業(下表※2)に対して、最大1年まで育児休業給付金が支給されます。給付率は180日目までは67%、それ以降は50%です。

育児休業を取得する父親は、まだまだ少数派ですが、父親の育児休業を応援するために、子育てを助けることのような制度があることを、知り合いや職場など、多くの人に知ってもらえたらと思います。

<支給額のイメージ>

※1 母親の産後休業(出産日の翌日から8週間)は育児休業給付金の支給対象となる育児休業の期間に含まれません。



※ハローワークインターネットサービス「平成26年4月1日以降に開始する育児休業の給付について」より

支給額には上限額、下限額などがあります。詳しくは「ハローワークインターネットサービス」で確認してください

https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_continue.html

または下記QRコードから

